

# 農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特例保険料」は、政策支援（下記表1参照・国庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

区分	補助対象者	国庫補助額（ ）は自己負担分	
		35歳未満	35歳以上
①	認定農業者で青色申告者	10,000円 (10,000円)	6,000円 (14,000円)
②	認定就農者で青色申告者		
③	①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません）		
④	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (14,000円)	6,000円 (14,000円)
⑤	35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者		

## ○新規加入者の声

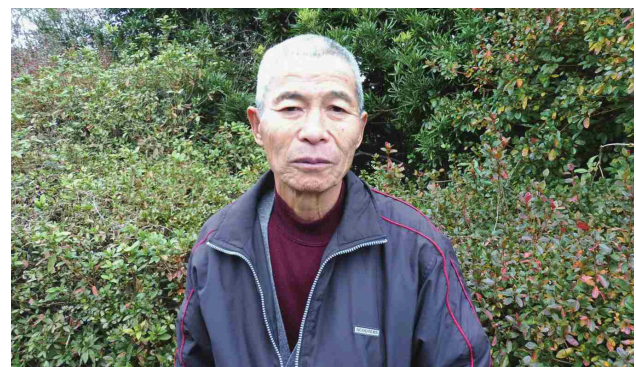


小濱誠さん（ハウスにて）

大隅町北校区の小濱誠さんは、2年前に県曾於畑かんセンターのすすめもあり、独立してピーマンの栽培を始められたそうです。農業者年金への加入理由について、税制上の優遇措置や国民年金だけの老後生活に不安を感じ、年金へ加入をされました。

今後は、栽培技術を磨きながら反収を上げ、規模拡大を目指したいと話されました。

## ○農業者年金受給者の声



森山清美さん（自宅前で）

大隅町の森山清美さんは、長年、煙草・甘藷を中心に畑作経営に携わってこられ、また、農業委員も長年勤められ地域の農業者への老後のために農業者年金制度の説明、勧誘に努められました。現在は、農業者年金を受給しながら、後継者の清孝（35）さんの作業を手伝いながら孫の顔を見るのを楽しみにしておられます。